

自由民主党  
幹事長 谷垣 禎一 様

## 要 望 書

平成27年9月18日

自由民主党栃木県支部連合会

# 要 望 書

台風第18号の影響等による9月10日未明の大雨は、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の降雨量となる「特別警報」が県全域に発表され、土砂崩れや河川のはん濫、浸水が各地で発生し、三名の方が犠牲になったほか、住家被害が4,000棟を超えるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、数多くの道路や橋梁、さらには鉄道や電気・水道など、県民の生活を支える重要なインフラに大きな被害を受けたところであり、本格的な秋の行楽シーズンを迎える観光にとりましても、大変な打撃となっております。

さらに、収穫目前だった米や、生産量日本一を誇るいちごなどの農作物等に多大な被害が生じているほか、中小企業の被災など、地域経済への重大な影響が懸念されております。

自民党本部におかれましては、こうした状況を十分に御理解いただき、下記の事項について、特別なる御配慮をお願い申し上げます。

平成27年9月18日

自由民主党栃木県支部連合会

会 長 茂木 敏充

幹事長 石坂 真一

## 記

### ○激甚災害の早期指定について

台風第18号等による被害が広範にわたり、かつ甚大であることから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として早期に指定し、特別の財政措置を講じること。

### ○災害復旧事業等の早期着手に向けた支援について

早期に復旧事業に着手できるよう、速やかに災害査定を実施するとともに、河川をはじめ、砂防、道路等の災害復旧事業及びがけ崩れ等の災害関連緊急事業の採択と予算の確保を図ること。

水道施設などのライフライン、社会福祉施設、学校等文教施設等の復旧について、特段の支援策を講じること。

また、山腹崩壊地や荒廃溪流、被災した治山施設、林道等を早期に復旧するため、必要な財源を確保するとともに、採択基準の緩和や事業対象の拡大を図ること。

## ○被災した農林業者への支援について

倒壊した農林業用ハウスやハウス内に流入した土砂等の撤去及び農林業用ハウス等の施設の再建・修繕に対し、「被災農業者向け経営体育成支援事業」の速やかな適用を図ること。

また、被災した農林業者が速やかに経営を再開できるよう、災害関連資金の無利子化を図るとともに、被災した農作物に係る必要な種苗の確保に関する支援や、農協等の共同利用施設及び農地・農業用施設等の災害復旧に関する支援等を講じること。

## ○被災した中小企業への支援について

浸水等により被害を受けた中小企業に対し、事業再開に向けた施設・設備等の復旧に係る助成制度を創設するなど、必要な支援策を講じること。

また、中小企業信用保険法におけるセーフティネット保証の要件緩和や、保険料の負担軽減を図ること。

○災害廃棄物の処理について

大雨被害により発生した災害廃棄物の処理に係る費用について、全額国庫負担とする措置を講じること。

また、市町村が行う生活環境の保全上支障となる廃棄物処理のすべてを災害等廃棄物処理事業の対象とすること。

○地方交付税の確保について

被災地域の早期の復旧を図るとともに、被災者等の負担の軽減に必要な財政需要に的確に対処できるよう、被災地方公共団体に対する特別交付税の措置について特段の配慮を行うこと。

また、その際には迅速な対応ができるよう、特例交付により措置すること。

以上